

一般財団法人日本 I T U 協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本 I T U 協会（以下「協会」という。）の賛助会員及び賛助会費に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(賛助会員の種類)

第2条 賛助会員は、一般財団法人日本 I T U 協会定款（以下「定款」という。）第10条の規定による賛助会員とし、賛助会員は次の2種類とする。

- (1) 法人賛助会員
- (2) 個人賛助会員

(賛助会員の資格)

第3条 賛助会員とは、協会の設立目的に賛同する者であって、協会が賛助会員として認めた者をいう。

(賛助会費の納入)

第4条 定款第10条で定める賛助会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人賛助会員(年額) 1口 10万円
 - (2) 個人賛助会員(年額) 1口 7千200円
- 2 賛助会費は、定款第6条に定める事業年度ごとに1口以上の賛助会費を納入しなければならない。ただし、合併等の事情により会費額に端数が生じた場合は、その額をもって納入すべき会費額とする。
- 3 年度の途中で入会する場合の会費の納入は、別に定める月割り額とし、入会の月から、また、退会の場合は、退会の年度の会費を納入するものとする。

(入会)

第5条 賛助会員に加入しようとする者は、「賛助会員入会申込書」に所要事項を記入の上、申し込むものとする。

(退会)

第6条 賛助会員は、死亡、解散、破産、除名又は届出により退会する。この場合「賛助会員退会届」を提出しなければならない。

- 2 賛助会員が正当な理由なく1年以上賛助会費を納入しないときは、理事長は、賛助会員たる権利を停止することができる。
- 3 賛助会員に、協会の目的にふさわしくない行為があった場合は、理事会の議決により、その賛助会員を除名することができる。

(賛助会員の資格の継続)

第7条 毎年2月末日までに退会の届出がない場合は、翌年度についても継続して賛助会員となる申込みをしたものとみなす。

(賛助会員の特典)

第8条 賛助会員には、機関誌「ITU ジャーナル」(月刊)、「New Breeze」(季刊)を配付するほか、毎月の研究会、講演会、その他各種催しの案内を送付する。

- 2 前項のほか、I T U (国際電気通信連合) 及び当協会発行の書籍の購入に際して、会員価額にて提供する。
- 3 Q&A サービスを通して ITU-T/ITU-R/ITU-D 等に関する各種質問に答える。

附 則

- 1 この規程は、一般財団法人への移行登記の日(平成23年4月1日)から適用する。
- 2 一般財団法人移行前に賛助会員であったものは、移行後も引き続き賛助会員とする。
- 3～5 (略)

附 則 (令和7年7月29日 協総第2025017号)

この規程は、令和7年8月1日から施行する。